

- ◆1面  
●今回投票できる方  
●投票の記載方法  
●投票所整理券
- ◆2面  
●期日前投票のご案内
- ◆3面  
●投票に際してのお知らせ・注意事項
- ◆4面  
●様々な不在者投票のご案内  
●選挙公報を配布します

選ぼう!明日の東京を。

# 投票日 東京都知事選挙



7月7日(日) 【告示日】6月20日(木) 【投票時間】午前7時～午後8時まで

## 期日前投票

※時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。

【区役所第一分庁舎】6月21日(金)～7月6日(土)

【各特別出張所10か所】6月30日(日)～7月6日(土)

### ◆今回投票できる方◆

#### ■新宿区で投票できる方

「新宿区の選挙人名簿に登録」されていて、「投票する日現在において新宿区もしくは都内に住所がある方」が対象です。ただし、新宿区以外の都内に住所がある方は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。(注2)

なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

- 1 平成18年7月8日までに生まれた日本国民であること。
- 2 令和6年3月19日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 3 令和6年6月19日まで、引き続き新宿区に住所登録があること。

#### ■前住所地(都内)で投票できる方

次の1～3の要件をいずれも満たす方が対象です。(注1)

- 1 前住所地が都内であること。
- 2 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
- 3 令和6年3月20日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。

※前住所地の選挙人名簿の登録の有無など、詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※前住所地で投票できる方は、前住所地に不在者投票用紙等を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### (注1)

前住所地で投票する場合には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行できます。

#### ■新宿区内で転居された方

(1)「6月7日(金)までに区内で転居の届出」をされた方は、**新住所**の投票所で投票してください。

(2)「6月8日(土)以降に区内で転居の届出」をされた方は、**前住所**の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票日当日(7月7日)に投票する場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます【2面を参照】。

### ◆投票の記載方法◆

投票用紙には「候補者の氏名」を1名のみ記載してください。候補者の氏名以外の不要な記載は、無効の原因となることがありますので、書かないでください。

### ◆投票・開票速報◆

投票日当日の投票者数・投票率は、午前8時過ぎより、1時間ごとに投票速報として新宿区の特設ホームページにて発表します。

また、開票は、7月7日(日)の午後8時45分より、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。開票速報についても特設ホームページにて、午後9時30分以降、30分ごとに発表します。



#### ■新宿区から都内へ転出された方・される方(注2)

(1) 令和6年3月20日以降に転出し、新住所地への転入の届出をした方  
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和6年6月8日以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しく下さい。

(2) 令和6年3月7日～令和6年3月19日の間に転出の方

① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年3月19日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年3月20日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。

(3) 令和6年3月6日以前に転出の方

① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年3月19日までに新住所地への転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年3月20日以降に新住所地への転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※上記(1)(2)において、新宿区で投票できる方は、あらかじめ不在者投票用紙等を新宿区へ請求し、新住所地で不在者投票をすることもできます【4面を参照】

#### (注2)

上記(1)～(3)のいずれにおいても、新宿区で投票する場合(新宿区で投票可能な方に限る)には、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。

新住所地で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

### ◆今回投票できない方◆

#### ■都外から転入された方

令和6年3月20日以降に、都外から都内の区市町村へ転入の届出をした方は、今回の東京都知事選挙の**投票はできません**。

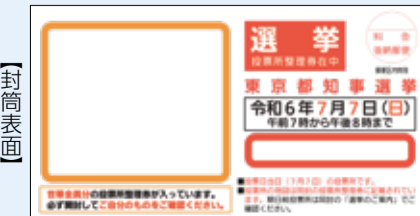
#### ■都外へ転出された方・される方

令和6年6月20日までに都外へ転出した方(する方)は、今回の東京都知事選挙の**投票はできません**。ただし、令和6年6月21日以降に都外へ転出した方(する方)は、転出する日までの間であれば、**期日前投票**をすることができます。

### ◆投票所整理券◆

住民票の世帯ごとに、封書でお送りします。投票の際は、印字されているご自身のお名前をよくご確認のうえ、お持ちください。

新宿区の選挙人名簿に登録がある方で、投票する日現在において選挙権がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。